

加盟団体規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財團法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）の定款第49条第1項により、加盟団体に関する事項について定める。

（加盟団体）

第2条 本会定款（以下「定款」という。）第45条による加盟団体は、次の各号に掲げる団体の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる団体とする。

- (1) 定款第45条1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）
別表1に掲げる団体
- (2) 定款第45条2号に定める団体（以下「学校体育団体」という。）
別表2に掲げる団体
- (3) 定款第45条3号に定める団体（以下「市町村体育団体等」という。）
別表3に掲げる団体
- (4) 定款第45条4号に定める団体（以下「加盟関係スポーツ団体」という。）
別表4に掲げる団体

（加盟団体の使命）

第3条 本会加盟団体（以下「加盟団体」という。）は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 「スポーツ宣言日本」（平成23年7月15日採択）に提起するスポーツの使命の達成に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

（地域区分）

第4条 市町村体育団体等の地域区分は、次のとおりとする。

地 域 名	市 町 村 名 区 分
安 城	東洋町、室戸市、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、安田町、安芸市、芸西村
香 美・香 南	香美市、香南市
高 知 市	高知市
土 長	南国市、大豊町、本山町、土佐町、大川村
吾 川	いの町、仁淀川町
高 岡	越知町、須崎市、椿原町、四万十町、土佐市、津野町、中土佐町、日高村、佐川町
福 多	四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村

第2章 組 織

（加盟競技団体の組織）

第5条 加盟競技団体は、県内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体として適当なる組織を有し、所属する中央競技団体のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

（学校体育団体の組織）

第6条 学校体育団体は、学校現場においてスポーツを通じた健全育成を図るとともに、小学校、中学校及び高等学校を統轄する体育団体として適当なる組織を有し、所属する中央体育団体の規則に準拠しなければならない。

（市町村体育団体等の組織）

第7条 市町村体育団体等は、各市町村におけるスポーツを総合的に統轄する市町村体育団体等であって適当なる組織を有しなければならない。

（加盟関係スポーツ団体の組織）

第8条 加盟関係スポーツ団体は、スポーツに関する事業を行う統括団体として適当なる組織を有しなければならない。

第3章 権 限

（加盟団体会長会議その他）

第9条 本会会長は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議を招集する。
2 本会会長は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集する。

（地域連合会）

第10条 市町村体育団体等は、第4条の地域区分を単位とする連合会を結成することができる。地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本会会長に届け出なければならない。

第4章 義 務

（遵守すべき事項）

第11条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすよう努めなければならない。
2 加盟団体は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならない。
3 加盟団体は、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならない。
4 本会が行った決定事項に対する競技者からの不服申し立てについては、公益財團法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。
5 加盟団体は、補助金、助成金等の経理処理に關し補助金等交付要綱に基づく適正な会計処理を行い、他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

（報告及び届出義務）

第12条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、当該年度の事業計画書及び収

支予算書を、本会に届け出なければならない。

第13条 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の事業報告書を、次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

- (1) 附属明細書及び財産目録
- (2) 収支計算書及び金銭出納帳
- (3) 当該団体の監事の監査報告書
- (4) 新年度の役員名簿
- (5) 決算時の登録人数
- (6) その他本会が必要と判断した資料

第14条 加盟団体は、当該団体の役員、定款その他の既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

3 加盟団体は、各団体の運営、事業又は活動に関する本会からの問い合わせに対し、適切に対応しなければならない。

(負担金)

第15条 負担金とは、会費及び登録料のことをいう。

2 加盟団体は、理事会において別に定めた会費を毎年8月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で加盟した団体は加盟を許可された後、速やかに納入するものとする。

3 本会の定款第45条1号の団体であって、国民体育大会に参加資格を有する団体は、理事会において別に定める登録料を毎年10月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で加盟した団体は加盟を許可された後、速やかに納入するものとする。

(負担金の用途)

第16条 前条の負担金は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

第5章 加盟及び脱退

(加 入)

第17条 定款第46条により新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申込書(事務所所在地及び連絡先を明記すること)
 - (2) 規約(会則)
 - (3) 役員名簿
 - (4) 前年度事業報告書、当該年度事業計画書及び当該年度予算書
 - (5) その他本会が必要と判断した資料
- 2 加盟の承認を得た団体は、直ちに第15条の負担金を納付しなければならない。

(脱 退)

第18条 定款第48条第1項により加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書
- (3) その他本会が必要とするもの

第6章 处分及び不服申立

(处 分)

第19条 加盟団体が第5条、第6条、第7条若しくは第8条に定める組織を有しないこととなつたとき、第11条から第15条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適性を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 効告
- (3) 資格停止
- (4) 脱会

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の間を経て別に定める。

(弁 明)

第20条 本会は処分の決定に際し、あらかじめ当該団体に処分の内容を提示し、弁明の機会を設けなければならない。

第7章 そ の 他

(負担金等の清算)

第21条 加盟団体が第18条により脱退し、又は第19条第1項第4号により脱会した場合、既に納付した負担金等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退又は脱会前に支払の義務が生じた負担金等は、直ちに納付しなければならない。

(改 善)

第22条 この規程の改善は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(補 則)

第23条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成26年9月25日から施行する
- 3 この規程は、平成28年5月31日から施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日(名称変更)から施行する。